

## 医療的ケア児等への支援について

## 1. 医療的ケア児等について

## (1) 定義

医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。

（出典：厚生労働省ホームページより）

## 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律

（令和3年6月18日公布・同年9月18日施行）

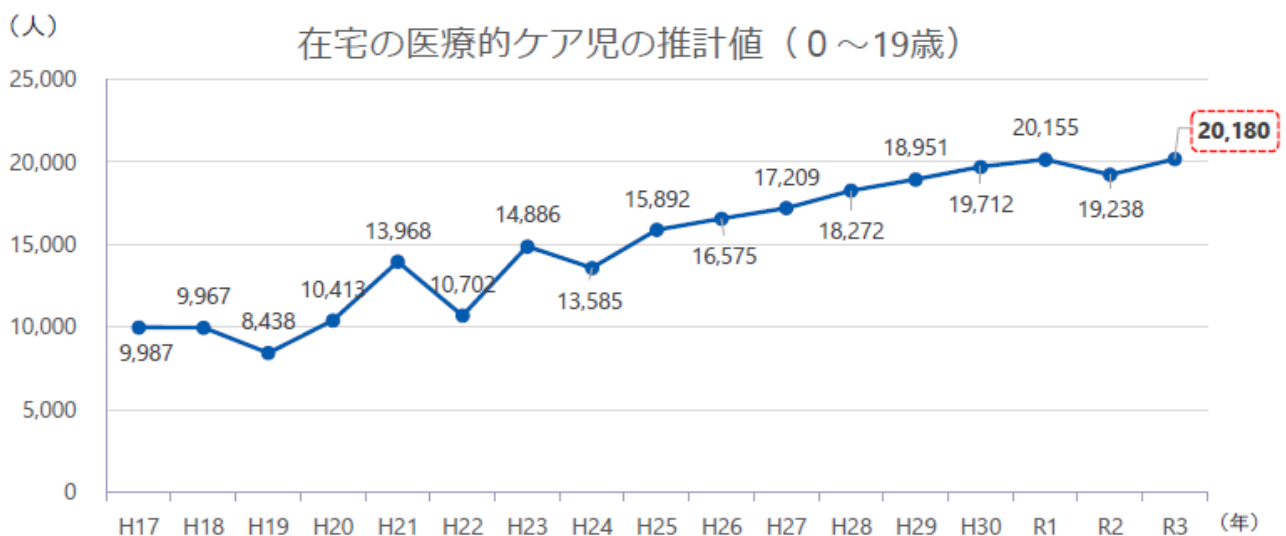
第二条 この法律において「医療的ケア」とは、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう。

2 この法律において「医療的ケア児」とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（18歳未満の者及び18歳以上の者であって高等学校等（学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。）に在籍するものをいう。）をいう。

## (2) 医療的ケアを必要とする児童

## ① 全国の医療的ケア児の推計値

厚生労働省による全国の医療的ケア児（在宅）は、約2万人〈推計〉である。

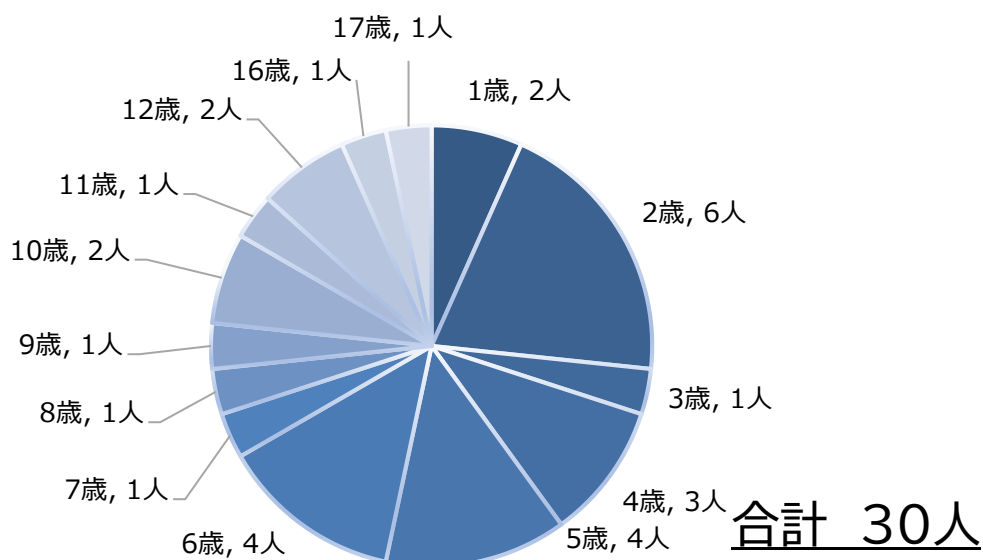


出典：厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究（田村班）」及び当該研究事業の協力のもと、社会医療診療行為別統計（各年6月審査分）により厚生労働省障害児・発達障害者支援室で作成

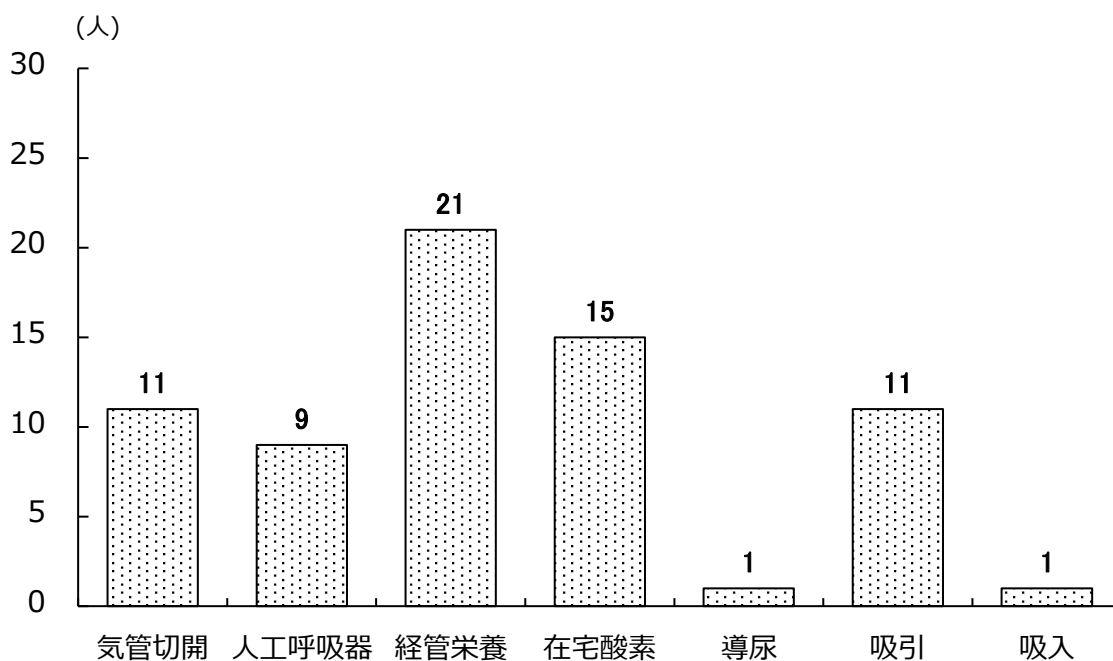
## ②品川区の医療的ケア児の状況

※重症心身障害児者等在宅レスパイト事業および障害児支援等の利用者のうち、医療的ケアを要する人数（令和5年2月末現在）

### ■年齢別集計（計30人、0～17歳）



### ■ケア別集計（延べ人数69人）※複数回答有



### (3) 医療的ケア児への主な支援

#### ① 児童発達支援

- ・内容：未就学の障害児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の提供、集団生活へ集団適応訓練、その他必要な支援を行う。
- ・名称（運営事業者）  
：ほわわ品川（社会福祉法人むそう）（平成 29 年開設）  
ミリミリ品川（一般社団法人 Ohana HOUSE）（令和 4 年開設）

#### ② 放課後等デイサービス

- ・内容：就学している障害児が、授業の終了後、または学校の休業日に生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進等、必要な支援を行う。
- ・名称（運営事業者）  
：ミント（株式会社 Y&N）（平成 31 年開設）

#### ③ 重症心身障害児等在宅レスパイト事業（平成 28 年度開始）

- ・内容：対象は、重症心身障害児者等で医療的ケアが必要な方や重度の障害で常時の見守りを必要とする方で、居宅に看護師や介護人を派遣し、介護者である家族等が行っているたん吸引や経管栄養等の医療的ケアと、体位交換、食事介助等の療養上の世話を一定時間代替えする。
- ・運営事業者：訪問看護ステーション 16 社、居宅介護支援事業所 3 社（令和 4 年度）

#### ④ 医療的ケア児地域生活支援促進事業（令和 3 年 4 月開所）

- ・内容：医療的ケアが必要な障害児と地域の子ども達との遊び場の提供、医療的ケアが必要な障害児親子の交流、つどいの場の提供、医療的ケアに関する相談
- ・名称（運営事業者）  
：インクルーシブひろばベル（特定非営利活動法人フローレンス）
- ・実績：利用登録世帯：172 世帯（令和 5 年 1 月末現在）

#### ⑤ 医療的ケア児等コーディネーターの配置

- ・内容：医療的ケア児等コーディネーターとは、保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、医療的ケア児等とその家族に対しサービスを紹介するとともに、関係機関と医療的ケア児等とその家族をつなぐ役割を担う。
- ・実績：7 人

- ⑥ 品川区障害者医療ショートステイ事業（令和3年4月開始）
- ・内容：在宅で療養し、医療的なケアが日常的に必要な重症心身障害児者等が、その保護者等による在宅での療養が一時的に困難になり、かつ、障害者総合支援法に規定する短期入所の利用が困難である場合に、医療機関における一時的受入れを行う。
  - ・実績：2件（令和4年度）
- ⑦ 在宅の人工呼吸器使用者への非常用電源確保（令和4年4月開始）
- ・内容：在宅で人工呼吸器を装着している障害者で、品川区災害時個別支援計画を作成した方が非常用電源装置を購入する際の費用を助成する。
  - ・実績：1件（令和4年度）